



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*68 和歌山県営自転車競走実施規則の一部を改正する規則 (商工観光労働総務課) 1

規 則

和歌山県規則第68号

和歌山県営自転車競走実施規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年9月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県営自転車競走実施規則の一部を改正する規則

和歌山県営自転車競走実施規則(昭和37年和歌山県規則第72号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(入場禁止) 第70条 委員長及び場内取締委員は、次の各号のいずれかに該当する者に対して競輪を開催している日に競輪場等への入場を禁止することができる。 (1)~(10) 略 (11) <u>他の競輪施行者から、本人又はその家族の申請に基づき当該他の競輪施行者の競輪場等への入場を禁止された当該本人</u></p> <p>2 略</p> <p>(本人申請による入場禁止) 第70条の2 <u>委員長は、別に定めるところにより、競輪場等への入場の禁止を希望する者から競輪場等への入場の禁止の申請があったときは、当該申請をした者の競輪場等への入場を禁止することができる。</u></p> <p>2 <u>委員長は、別に定めるところにより、前項の規定により競輪場等への入場を禁止された者から競輪場等への入場禁止の解除の申請があった場合において、委員長が別に定める競輪場等への入場の禁止の事由に該当しないと認めるときは、当該申請をした者の競輪場等への入場の禁止を解除する。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定により競輪場等への入場を禁止された者は、その入場の禁止の日から委員長が別に定める日までの間は、前項の規定による競輪場等への入場の禁止の解除を申請することができない。</u></p> <p>(家族申請による入場禁止) 第70条の3 <u>委員長は、別に定めるところにより、車券の購入により本人及びその家族の日常生活又は社会生活を営むのに支障が生じており、又はそのおそれがある当該本人の家族(当該本人と同居する親族(成年者に限る。))及び委員</u></p>	<p>(入場禁止) 第70条 委員長及び場内取締委員は、次の各号のいずれかに該当する者に対して競輪を開催している日に競輪場等への入場を禁止することができる。 (1)~(10) 略</p> <p>2 略</p>

長が相当と認める者をいう。次項において同じ。
)から当該本人の競輪場等への入場の禁止の申請があったときは、当該本人の競輪場等への入場を禁止することができる。

- 2 委員長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る競輪場等への入場を禁止されることとなる本人(以下この条において「入場禁止候補者」という。)が、委員長が別に定める入場の禁止の事由に該当すると認めるときは、当該入場禁止候補者の競輪場等への入場の禁止を決定し、当該入場禁止候補者及び当該申請をした家族(第4項、第5項及び第7項において「申請家族」という。)に対し、委員長が別に定めるところによりその旨を通知するものとする。
- 3 入場禁止候補者は、前項の決定に不服があるときは、競輪場等への入場の禁止の日の前日までに、委員長に対し、書面により意見を申し出ることができる。
- 4 委員長は、前項の規定による申出があったときは、その内容を検討の上、第2項の決定の変更を行うかどうかを決定し、直ちにその旨を、入場禁止候補者及びその申請家族に通知する。
- 5 委員長は、別に定めるところにより、第2項の規定により競輪場等への入場を禁止された本人又はその申請家族から、競輪場等への入場の禁止の解除の申請があった場合において、委員長が別に定める事由に該当すると認めるときは、当該本人の競輪場等への入場の禁止を解除する。
- 6 競輪場等への入場を禁止された者は、その入場の禁止の日から委員長が別に定める日までの間は、前項の規定による競輪場等への入場の禁止の解除を申請することができない。
- 7 委員長は、競輪場等への入場の禁止又はその解除の決定に当たり、必要に応じて、入場禁止候補者、申請家族又は競輪場等への入場を禁止された者に対して、資料の提出を求めることができる。

(退場命令)

第71条 場内取締委員は、既に競輪場等に入場している者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、競輪場等から退場を命ずることができる。

- (1) 第70条第1項各号に掲げる者
- (2) 第70条の2第1項及び第70条の3第1項の規定により競輪場等への入場を禁止された者
- (3)～(5) 略
- 2 場内取締委員は、第70条第2項に規定する者が既に本場に入場している場合においては、当該者に対して本場から退場を命ずることができる。
- 3 略

(退場命令)

第71条 場内取締委員は、既に競輪場等に入場している者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、競輪場等から退場を命ずることができる。

- (1) 前条第1項各号に掲げる者
- (2)～(4) 略
- 2 場内取締委員は、前条第2項に規定する者が既に本場に入場している場合においては、当該者に対して本場から退場を命ずることができる。
- 3 略

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。